

川西市中央北地区 PFI 事業 協定書（案） 前後対照表

修正箇所 (修正後の 該当箇所)	修正前	修正後
2 ページ	<p>前記の川西市中央北地区 P F I 事業（以下「本事業」という。）について、川西市（以下「甲」という。）と【事業者】（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により川西市中央北地区 P F I 事業協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。</p> <p>この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。</p>	<p>前記の川西市中央北地区 P F I 事業（以下「本事業」という。）について、川西市（以下「甲」という。）と【事業者】（以下「乙」という。）及び【用地活用企業】（以下、「用地活用企業」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により川西市中央北地区 P F I 事業協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。</p> <p>この協定締結の証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。</p>
3 ページ	<p>川西市議会の議決が得られなかったときは、この協定は無効となり、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担となる。</p>	<p>川西市議会の議決が得られなかったときは、この協定は無効となり、甲、乙及び用地活用企業が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担となる。</p>
3 ページ (署名欄)		用地活用企業
第 1 条	<p>川西市中央北地区 P F I 事業協定（以下「本協定」という。）は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。</p>	<p>川西市中央北地区 P F I 事業協定（以下「本協定」という。）は、甲、乙及び用地活用企業が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。</p>
第 2 条	<p>甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本協定を履行しなければならない。</p>	<p>甲、乙及び用地活用企業は、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本協定を履行しなければならない。</p>
第 3 条 第 1 項	<p>1 乙は、本事業が、甲を管理者として、総合的なまちづくりの推進を行うことを目的とする事業であって、高度の公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。</p>	<p>1 乙及び用地活用企業は、本事業が、甲を管理者として、総合的なまちづくりの推進を行うことを目的とする事業であって、高度の公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。</p>
第 4 条 (32)	<p>(32)「整地設計図書」とは、本事業により実施される整地業務に関する別紙記載の設計図書をいう。</p>	<p>削除 以降、番号繰り上げ</p>

第4条 (34)	(35) 「施工計画書」とは、建設業務の着手前に甲に提出する、工事事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載した書類であり、兵庫県県土整備部が定める「土木工事共通仕様書」等(いずれも最新版)に従って作成された書類をいう。	(34) 「施工計画書」とは、建設業務の着手前に甲に提出する、工事事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載した書類であり、兵庫県県土整備部が定める「 土木工事請負必携 」等(いずれも最新版)に従って作成された書類をいう。
第4条 (36)	(37) 「竣工図書」とは、都市基盤施設の引き渡し時に、乙が甲に対して交付すべき、別紙9に記載するものをいう。	(36) 「竣工図書」とは、都市基盤施設の引き渡し時に、乙が甲に対して交付すべき、 別紙8 に記載するものをいう。
第4条 (38)	(39) 「設計・建設期間」とは、本協定の締結日から都市基盤施設の各施設のうち最後に引き渡される施設の引渡日までの期間をいう。	(38) 「設計・建設期間」とは、本協定の締結日から都市基盤施設の各施設のうち最後に引き渡される施設の 供用開始日 までの期間をいう。
第5条 第2項	2 乙は、本事業を、本協定及び公募関係書類等に従って遂行しなければならない。	2 乙及び用地活用企業 は、本事業を、本協定及び公募関係書類等に従って遂行しなければならない。
第5条 第5項	5 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本件土地以外の中央北地区の土地に建設、設置、導入等をしてはならない。	5 乙及び用地活用企業 は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本件土地以外の中央北地区の土地に建設、設置、導入等をしてはならない。
第7条	本事業は、別紙10として添付する日程表に従って実施される。	本事業は、 別紙9 として添付する日程表に従って実施される。
第8条 第1項	1 乙は、本事業の実施に当たり、自己の施工する工事と甲が別途発注する他の工事等が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき必要な調整を、自己の責任及び費用で行わなければならない。なお、乙が、本事業の実施に当たり、甲以外の施主が本件土地の周辺地において発注する工事との調整の必要があるときは、その調整協議に甲も参加するが、その施工につき必要な調整については、乙が自己の責任及び費用で行うものとし、甲は、その調整協議への参加を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。	1 乙及び用地活用企業 は、本事業の実施に当たり、自己の施工する工事と甲が別途発注する他の工事等が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき必要な調整を、自己の責任及び費用で行わなければならない。なお、乙が、本事業の実施に当たり、甲以外の施主が本件土地の周辺地において発注する工事との調整の必要があるときは、その調整協議に甲も参加するが、その施工につき必要な調整については、乙が自己の責任及び費用で行うものとし、甲は、その調整協議への参加を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

<p>第 8 条 第 3 項</p>	<p>3 乙は、宅地造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）、砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律 29 号）、都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）、土地区画整理法（昭和 29 年 5 月 20 日法律第 119 号）、道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）、水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）、下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）等の関係法令等（条例を含む。以下、同じ。）の規定に適合するよう本事業を実施しなければならない。</p>	<p>3 乙及び用地活用企業は、宅地造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）、砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律 29 号）、都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）、土地区画整理法（昭和 29 年 5 月 20 日法律第 119 号）、道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）、水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）、下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）等の関係法令等（条例を含む。以下、同じ。）の規定に適合するよう本事業を実施しなければならない。</p>
<p>第 8 条 第 4 項</p>	<p>4 乙は、善良なる管理者としての注意義務をもって、本協定を履行しなければならない。</p>	<p>4 乙及び用地活用企業は、善良なる管理者としての注意義務をもって、本協定を履行しなければならない。</p>
<p>第 9 条</p>	<p>本事業の実施に関連する一切の費用は、本協定中に別途規定がある場合を除きすべて乙が負担し、本事業に関する乙の資金調達は乙が自己の責任及び費用で行う。</p>	<p>本事業の実施に関連する一切の費用は、本協定中に別途規定がある場合を除きすべて乙及び用地活用企業がそれぞれ負担し、本事業に関する乙及び用地活用企業の資金調達は乙及び用地活用企業が各自の責任及び費用で行う。</p>
<p>第 11 条</p>	<p>乙が本件土地及び本事業の実施のために必要となるその他の部分に関して事前調査を行う場合は、自らの責任及び費用においてこれを行う。</p>	<p>乙及び用地活用企業が本件土地及び本事業の実施のために必要となるその他の部分に関して事前調査を行う場合は、自らの責任及び費用においてこれを行う。</p>
<p>第 12 条</p>	<p>乙は、本協定締結後速やかに、関係法令等を遵守の上、本協定、各年度業務委託契約書及び公募関係書類等に基づき、設計企業をして、甲と協議の上、中央公園の基本設計及び実施設計、電線共同溝の実施設計に関する設計を行わせる。なお、本協定締結以前において、甲と事業受託予定者との間で既に協議が開始されている場合、甲及び乙はその協議の結果を引き継ぐ。</p>	<p>乙は、本協定締結後速やかに、関係法令等を遵守の上、本協定、各年度業務委託契約書及び公募関係書類等に基づき、設計企業をして、甲と協議の上、中央公園の基本設計及び実施設計並びに電線共同溝の実実施設計に関する設計を行わせる。なお、本協定締結以前において、甲と事業受託予定者との間で既に協議が開始されている場合、甲及び乙はその協議の結果を引き継ぐ。</p>

<p>第 13 条</p>	<p>(設計工程表の提出)</p> <p>乙は、本協定締結後、速やかに、前条の設計業務に関する工程表を作成し、甲に提出してその承認を得るものとする。</p>	<p>(業務計画等の提出)</p> <p>乙は、本協定締結後、速やかに、兵庫県県土整備部が定める「土木設計業務等委託必携」(最新版)に従い、前条の設計業務に関する工程表を明示した業務計画書及び手続書類を設計企業をして作成させ、甲に提出してその承認を得るものとする。</p>
<p>第 16 条 第 1 項</p>	<p>乙は、中央公園の基本設計の完了後、遅滞なく、別紙 6 に規定する設計図書を、中央公園及び電線共同溝の実施設計の完了後遅滞なく別紙 7 に規定する設計図書を、それぞれ甲に提出し確認を受けなければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。この場合において、各設計図書の提出は別紙 10 の日程に従う。</p>	<p>乙は、中央公園の基本設計の完了後、遅滞なく、別紙 6 に規定する設計図書を、中央公園及び電線共同溝の実施設計の完了後遅滞なく別紙 7 に規定する設計図書を、それぞれ甲に提出し確認を受けなければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。この場合において、各設計図書の提出は別紙 9 の日程に従う。</p>
<p>第 16 条 第 2 項</p>	<p>2 乙は、市関連用地等の整地に関する設計の完了後遅滞なく、別紙 10 に規定する整地設計図書を甲に提出し確認を受けなければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。この場合において、設計図書の提出は別紙 9 の日程に従う。</p>	<p>削除 以降、番号繰り上げ</p>
<p>第 16 条 第 5 項</p>	<p>6 甲は、第 1 項の設計図書を受領したこと、乙に対して第 2 項の規定による通知を行ったこと又は第 3 項の規定による確認を行ったことのいずれを理由としても、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。</p>	<p>5 甲は、第 1 項の設計図書を受領したこと、乙に対して第 3 項の規定による通知を行ったこと又は第 4 項の規定による確認を行ったことのいずれを理由としても、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。</p>

<p>第 18 条 第 3 項</p>	<p>3 第 1 項又は第 2 項の規定に従い、乙が設計変更を行い、当該変更が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合（甲が、乙の責に帰すべき事由、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等がないにもかかわらず、任意に設計の変更を請求する場合を含む。）に、当該変更により乙に追加費用又は損害（ただし、消極損害は乙の損害に含まない。以下、本協定中、乙の「追加費用又は損害」について同じ。）が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし（ただし、甲又は乙が別紙 11 記載の保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は甲が負担する乙に生じた追加費用又は損害の額から控除するものとし、以下、本事業において乙に生ずる「追加費用又は損害」の額につき同様とする。）、第 3 章の設計業務、第 4 章の建設業務及び第 6 章の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務に係る追加費用、損害については、施設整備費に組み入れた上で、予算の範囲内で支払時点までの利息を付した一括又は分割により乙に対して支払い（ただし、分割による支払いの場合、新たな資金調達に伴い必要となる金融費用は、甲が負担する。）、第 7 章の維持管理業務に係る追加費用又は損害については維持管理費に算入し、第 8 章のまちづくりコーディネート業務に係る追加費用又は損害についてはまちづくりコーディネート業務費に算入する。本協定に基づく乙の業務に係る費用の減少が生じたときは、追加費用又は損害が発生した場合と同様の方法により、支払対価を減額する。この場合において、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。</p>	<p>3 第 1 項又は第 2 項の規定に従い、乙が設計変更を行い、当該変更が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合（甲が、乙の責に帰すべき事由、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等がないにもかかわらず、任意に設計の変更を請求する場合を含む。）に、当該変更により乙に追加費用又は損害（ただし、消極損害は乙の損害に含まない。以下、本協定中、乙の「追加費用又は損害」について同じ。）が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし（ただし、甲又は乙が別紙 10 記載の保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は甲が負担する乙に生じた追加費用又は損害の額から控除するものとし、以下、本事業において乙に生ずる「追加費用又は損害」の額につき同様とする。）、第 3 章の設計業務、及び第 4 章の建設業務に係る追加費用、損害については、施設整備費に組み入れた上で、予算の範囲内で支払時点までの利息を付した一括又は分割により乙に対して支払い（ただし、分割による支払いの場合、新たな資金調達に伴い必要となる金融費用は、甲が負担する。）、第 7 章の維持管理業務に係る追加費用又は損害については維持管理費に算入し、第 8 章のまちづくりコーディネート業務に係る追加費用又は損害についてはまちづくりコーディネート業務費に算入する。本協定に基づく乙の業務に係る費用の減少が生じたときは、追加費用又は損害が発生した場合と同様の方法により、支払対価を減額する。この場合において、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。</p>
-------------------------	--	--

<p>第 20 条 第 2 項</p>	<p>2 前項の規定により、乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲のものについて、別紙 1 2 に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については、第 1 8 条第 3 項に従う。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。また、当該設計変更により、本協定に基づく乙の業務に係る費用が減少したときについても第 1 8 条第 3 項に従う。</p>	<p>2 前項の規定により、乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲のものについて、別紙 1 1 に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については、第 1 8 条第 3 項に従う。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。また、当該設計変更により、本協定に基づく乙の業務に係る費用が減少したときについても第 1 8 条第 3 項に従う。</p>
<p>第 23 条 第 2 項</p>	<p>2 乙は、本協定締結後速やかに、建設企業をして、本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書及び実施工程表に従い、かつ関係法令等を遵守して、土壤汚染対策区域において、土壤汚染対策工事を実施させる。</p>	<p>2 乙は、本協定締結後速やかに、建設企業をして、本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書及び実施工程表に従い、かつ関係法令等（甲の土壤汚染対策指針を含む。）を遵守して、土壤汚染対策区域において、土壤汚染対策工事を実施させる。</p>
<p>第 24 条 第 1 項</p>	<p>1 乙は、本件工事の着手までに、工程表を明示した施工計画書（実施工程表を含む。）を建設企業をして作成させ、甲に対して提出する。施工計画書は、設計図書が存する施設等については設計図書に準拠したものでなければならない。</p>	<p>1 乙は、本件工事の着手までに、工程表を明示した施工計画書（実施工程表を含む。）を建設企業をして作成させ、甲に提出してその承認を得るものとする。施工計画書は、兵庫県県土整備部が定める「土木工事請負必携」（最新版）及び設計図書が存する施設等については設計図書に準拠したものでなければならない。</p>
<p>第 24 条 第 3 項</p>	<p>3 甲は、乙と協議の上、毎年、事業年度が始まる【30】日前までに、当該事業年度において整備する都市基盤施設の内容、程度を決定し、甲及び乙は、当該決定に基づき、各年度業務委託契約を締結する。なお、各年度業務委託契約書の様式は、別紙 1 3 に定めるところによる。</p>	<p>3 甲は、乙と協議の上、毎年、事業年度が始まる 30 日前までに、当該事業年度において整備する都市基盤施設の内容、程度を決定し、甲及び乙は、当該決定に基づき、各年度業務委託契約を締結する。なお、各年度業務委託契約書の様式は、別紙 1 2 に定めるところによる。</p>
<p>第 24 条 第 5 項</p>	<p>5 乙は、建設企業をして、第 1 項の施工計画書、第 3 項の各年度事業契約書、並びに前項の年間工程表及び月間工程表に従い、建設に着工させ、工事を遂行させる。</p>	<p>5 乙は、建設企業をして、第 1 項の施工計画書、第 3 項の各年度業務委託契約書、並びに前項の年間工程表及び月間工程表に従い、建設に着工させ、工事を遂行させる。</p>

<p>第 25 条 第 1 項</p>	<p>1 乙は、兵庫県県土整備部が定める「土木工事共通仕様書」及び「土木工事共通特記仕様書」(いずれも最新版)に従い、官公庁等への手続き等の図書を作成し、提出する。</p>	<p>1 乙は、兵庫県県土整備部が定める「土木工事請負必携」(最新版)に従い、官公庁等への手続き等の図書を作成し、提出する。</p>
<p>第 35 条 各 項</p>	<p>(中間検査及び中間確認)</p> <p>1 乙は、毎年度末において、都市基盤施設の各施設、市関連用地等及び土壤汚染対策区域につき、自己の責任及び費用において、中間検査を行う。なお、中間検査の実施については、第 36 条の規定を準用する。</p> <p>2 甲は、前項の中間検査について報告を受けた後、本件工事が、本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従い実施されていることを確認するために、中間確認を実施する。この場合、乙は、工事監理者をして、工事監理状況報告書を甲に提出させる。</p> <p>3 中間確認の実施については、第 37 条の規定を準用する。</p> <p>4 甲は、第 2 項による中間確認の他に、工期中、本件工事の状況が本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従って建設、設置、整地又は工事されていることを確認するために、随時、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。</p> <p>5 甲は、第 2 項及び前項に規定する中間確認の実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。</p>	<p>(中間確認)</p> <p>1 本件工事が、本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従い実施されていることを確認するために、甲は、工期中、随時、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。この場合、乙は、工事監理者をして、工事監理状況報告書を甲に提出させる。</p> <p>2 中間確認の結果、本件工事の状況が本協定、各年度業務委託契約書、公募入札関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従っていない、又は本協定、各年度業務委託契約書、公募入札関係書類等及び設計図書に規定する仕様を満たさないと甲が判断した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。</p> <p>3 甲は、前 2 項に規定する中間確認の実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。</p>
<p>第 36 条 第 1 項</p>	<p>1 乙は、都市基盤施設の各施設、市関連用地等及び土壤汚染対策区域につき、それぞれ工事完成後速やかに、自己の責任及び費用において、完成検査を行う。</p>	<p>1 乙は、都市基盤施設の各施設、市関連用地等及び土壤汚染対策区域のそれぞれにつき、各年度別業務委託協定書に定める対象工事の完了後及び工事完成後速やかに、自己の責任及び費用において、完成検査を行う。</p>

<p>第 37 条 第 1 項</p>	<p>1 甲は、前条第 4 項の報告を受けてから 14 日以内（14 日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあつては、その直後の甲の開庁日まで）に、乙の完成検査の対象となった都市基盤施設の各施設、市関連用地等又は土壤汚染対策区域についての完成確認を行う。確認に際して、乙は、現場説明、資料提供等により、甲に協力しなければならない。</p>	<p>1 甲は、前条第 5 項の報告を受けてから 14 日以内（14 日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあつては、その直後の甲の開庁日まで）に、乙の完成検査の対象となった都市基盤施設の各施設、市関連用地等又は土壤汚染対策区域についての完成確認を行う。確認に際して、乙は、現場説明、資料提供等により、甲に協力しなければならない。</p>
<p>第 37 条 第 2 項</p>	<p>2 甲は、前項に定める完成確認の結果、都市基盤施設の各施設、市関連用地等又は土壤汚染対策区域が本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表、及び関係法令等に従って建設、設置、整地又は工事されていると認めるときは、前条第 4 項の報告を受けてから 14 日以内（14 日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあつては、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、当該検査を行った都市基盤施設の各施設、市関連土地等又は土壤汚染対策区域についての完成確認通知書の交付を行う。</p>	<p>2 甲は、前項に定める完成確認の結果、都市基盤施設の各施設、市関連用地等又は土壤汚染対策区域が本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表、及び関係法令等に従って建設、設置、整地又は工事されていると認めるときは、前条第 5 項の報告を受けてから 14 日以内（14 日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあつては、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、当該検査を行った都市基盤施設の各施設、市関連土地等又は土壤汚染対策区域についての完成確認通知書（工事完成の場合には、最終完成確認通知書）の交付を行う。</p>

<p>第 37 条 第 4 項</p>	<p>4 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から7日以内（7日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあつては、その直後の甲の開庁日まで）に再度、完成確認を実施し、完成確認の対象となった都市基盤施設の各施設、市関連土地等又は土壤汚染対策区域が本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表、及び関係法令等に従って建設、設置、整地又は工事されていると認めるときは、乙が是正の完了を報告した日から7日以内（7日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあつては、直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、当該検査を行った都市基盤施設の各施設、市関連土地等又は土壤汚染対策区域についての完成確認通知書の交付を行う。当該完成確認の結果、是正対象となった施設等の状況が、なおも本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従って建設、設置、整地又は工事されていないと認めるときは、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。</p>	<p>4 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から7日以内（7日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあつては、その直後の甲の開庁日まで）に再度、完成確認を実施し、完成確認の対象となった都市基盤施設の各施設、市関連土地等又は土壤汚染対策区域が本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表、及び関係法令等に従って建設、設置、整地又は工事されていると認めるときは、乙が是正の完了を報告した日から7日以内（7日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあつては、直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、当該検査を行った都市基盤施設の各施設、市関連土地等又は土壤汚染対策区域についての完成確認通知書（工事完成の場合には、最終完成確認通知書）の交付を行う。当該完成確認の結果、是正対象となった施設等の状況が、なおも本協定、各年度業務委託契約書、公募関係書類等、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従って建設、設置、整地又は工事されていないと認めるときは、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。</p>
-------------------------	---	---

<p>第 40 条 各 項</p>	<p>(供用開始日の遅延による費用等の負担)</p> <p>1 甲の責に帰すべき事由によって、別紙 10 に定める都市基盤施設の各施設の供用開始日が遅延する場合に、これに伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については、第 18 条第 3 項に従う。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。</p> <p>2 乙の責に帰すべき事由によって、別紙 10 に定める都市基盤施設の各施設の供用開始日が遅延する場合、乙は、遅延する都市基盤施設の各施設の整備費相当額に対する、年 10 % (年 3 6 5 日日割計算) の割合により計算した額の違約金を甲に支払うものとし、当該違約金を超える追加費用又は損害があるときは、その費用又は損害の超過分についても甲に支払わなければならない。</p>	<p>(工期又は供用開始日の遅延による費用等の負担)</p> <p>1 甲の責に帰すべき事由によって、各年度別業務委託契約書に定める対象工事の完了日又は別紙 9 に定める都市基盤施設の各施設の供用開始日が遅延する場合に、これに伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については、第 18 条第 3 項に従う。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。</p> <p>2 乙の責に帰すべき事由によって、各年度別業務委託契約書に定める対象工事の完了日又は別紙 9 に定める都市基盤施設の各施設の供用開始日が遅延する場合、乙は、遅延日数 1 日につき、対象工事完了日又は供用開始日が遅延する都市基盤施設の各施設の整備費相当額に対する 1000 分の 1 の割合により計算した額の違約金を甲に支払うものとし、当該違約金を超える追加費用又は損害があるときは、その費用又は損害の超過分についても甲に支払わなければならない。</p>
<p>第 41 条 第 4 項</p>	<p>4 不可抗力により、本件工事の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、その他乙に損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 12 に規定する負担割合に従い負担することとし、負担方法については、第 18 条第 3 項に従う。この場合において、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。</p>	<p>4 不可抗力により、本件工事の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、その他乙に損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 11 に規定する負担割合に従い負担することとし、負担方法については、第 18 条第 3 項に従う。この場合において、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。</p>

<p>第 42 条 第 1 項</p>	<p>1 第 4 6 条の供用開始日までに、都市基盤施設の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設器具等が、不可抗力により滅失し、又は毀損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 1 2 に規定する負担割合に従い負担することとし、負担方法については、第 1 8 条第 3 項に従う。この場合、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。</p>	<p>1 第 4 6 条の供用開始日までに、都市基盤施設の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設器具等が、不可抗力により滅失し、又は毀損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 1 1 に規定する負担割合に従い負担することとし、負担方法については、第 1 8 条第 3 項に従う。この場合、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。</p>
<p>第 42 条 第 2 項 (1)</p>	<p>(1) 滅失又は毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第 1 0 0 条の規定に従い本協定を解除する。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において滅失又は既存した都市基盤施設を再建設する場合にはこの限りではない。</p>	<p>(1) 滅失又は毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第 9 6 条の規定に従い本協定を解除する。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において滅失又は既存した都市基盤施設を再建設する場合にはこの限りではない。</p>
<p>第 43 条 第 5 項</p>	<p>5 乙は、前 4 項の乙の債務を保証する保証書を建設企業から徴求し甲に差し入れる。保証書の様式は、別紙 1 4 に定める様式による。</p>	<p>5 乙は、前 4 項の乙の債務を保証する保証書を建設企業から徴求し甲に差し入れる。保証書の様式は、別紙 1 3 に定める様式による。</p>
<p>第 44 条 第 1 項 (6)</p>	<p>(6) 乙を被保険者とする履行保証保険契約を、設計企業、建設企業、工事監理企業の全部又は一部の者に締結させること。ただし、保険金請求権に、第 9 7 条第 3 項ないし第 7 項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲のために設定し、保険証券及び質権設定証書を甲に提出する。かかる質権の設定の費用は乙が負担する。</p>	<p>(6) 乙を被保険者とする履行保証保険契約を、設計企業、建設企業、工事監理企業の全部又は一部の者に締結させること。ただし、保険金請求権に、第 9 3 条第 3 項ないし第 7 項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲のために設定し、保険証券及び質権設定証書を甲に提出する。かかる質権の設定の費用は乙が負担する。</p>
<p>第 45 条 第 1 項</p>	<p>1 乙は、都市基盤施設の各施設、市関連用地等及び土壌汚染対策区域について、それぞれ別紙 1 0 の日程表に定める引渡し日までに、第 3 7 条第 2 項に定める甲の完成確認通知書を得て、かつ第 1 0 7 条第 2 項に規定する別紙 1 1 記載 2 の保険証券の写しを別紙 9 に記載する竣工図書と共に甲に提出したうえで、甲に引き渡す。</p>	<p>1 乙は、都市基盤施設の各施設、市関連用地等及び土壌汚染対策区域について、それぞれ別紙 9 の日程表に定める供用開始日までに、第 3 7 条第 2 項に定める甲の最終完成確認通知書を得て、かつ第 1 0 3 条第 2 項に規定する別紙 1 0 記載 2 の保険証券の写しを別紙 8 に記載する竣工図書と共に甲に提出したうえで、甲に引き渡す。</p>

第 46 条	都市基盤施設の各施設の供用開始日は、それぞれ別紙 10 の日程表に定める供用開始日とする。	都市基盤施設の各施設の供用開始日は、それぞれ別紙 9 の日程表に定める供用開始日とする。
	<p>第 47 条（引渡日から供用開始日の前日までの責任）</p> <p>1 乙は、都市基盤施設の各施設の引渡日から供用開始日の前日までの間、法令を遵守の上、本協定、各年度業務委託契約書及び公募関係書類等に基づき、関係法令等を遵守し、維持管理企業をして、維持管理業務を行わせる。</p> <p>2 第 59 条ないし第 68 条の規定は、引渡日から供用開始日の前日までの維持管理業務に準用する。</p>	<p>削除</p> <p>以降、条番号繰り上げ</p>
第 48 条 第 1 項	1 乙は、毎事業年度開始前に、関連法令等を充足し、提案水準を満たした、当該事業年度の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務計画書を別紙 15 に定める様式に従って作成して甲に提出し、その確認を受けなければならない。乙は、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告し確認を受けなければならない。	1 乙は、毎事業年度開始前に、関連法令等を充足し、提案水準を満たした、当該事業年度の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務計画書を別紙 14 に定める様式に従って作成して甲に提出し、その確認を受けなければならない。乙は、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告し確認を受けなければならない。
第 50 条 第 2 項	2 前項に基づき、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の内容、水準が変更されたことにより、乙の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務に係る費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて各年度ごとに支払われる対価の支払額を増減する。また、当該変更が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合に、当該変更により、乙に、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務に係る費用の増加とは別の追加費用又は損害が発生したときは、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。	2 乙は、合理的な理由がある場合で、かつ甲の事前の承諾を得た場合を除き、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務についての提案内容、提案水準の変更を行うことはできない。

<p>第 50 条 第 3 項</p>		<p>3 前 2 項の変更に伴い乙に増加費用ないしは損害が発生した場合には、乙がこれを負担する。</p>
	<p>第 5 2 条（乙の請求による土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の変更）</p> <p>第 5 3 条（不可抗力による土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務変更）</p> <p>第 5 4 条（法令の新設又は改正等による土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務変更等）</p>	<p>削除 以降、条番号繰り上げ</p>
<p>第 51 条 第 2 項</p>	<p>2 乙は、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務に従事する者（前項記載の総括責任者及び業務責任者と併せ、以下、本条において「調整業務に関する従事職員」という。）の名簿を甲に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。</p> <p>3 乙は、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の開始までに、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を甲に提出し、甲の確認を得る。</p> <p>4 甲は、調整業務に関する従事職員がその業務を行うに当たり不相当と認められる合理的な理由がある場合には、その事由を明記して、乙に対し交代を請求することができる。</p>	<p>2 甲は、前項の総括責任者がその業務を行うに当たり不相当と認められる合理的な理由がある場合には、その事由を明記して、乙に対し交代を請求することができる。</p>
<p>第 53 条</p>	<p>乙は、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の実施に関連して当該業務期間中に第三者に損害（ただし、第 1 0 7 条に規定のある乙が加入した保険により填補されるものを除く。）を与えた場合、乙が負担すべきその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。</p>	<p>乙は、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の実施に関連して当該業務期間中に第三者に損害（ただし、第 1 0 3 条に規定のある乙が加入した保険により填補されるものを除く。）を与えた場合、乙が負担すべきその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。</p>

第 54 条	乙は、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務期間中、適宜報告書を作成し甲に提出するものとし、その作成方法及び保管方法等については甲乙協議の上定めるものとする。	乙は、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務期間中、 毎年度末及び甲が指示する時に 報告書を作成し甲に提出するものとし、その作成方法及び保管方法等については甲乙協議の上定めるものとする。
第 56 条 第 1 項	1 乙は、毎事業年度開始前（維持管理期間の初事業年度については、最初に引き渡される都市基盤施設の施設の引渡前）に、当該事業年度の維持管理業務を構成する各業務ごとに、関連法令等を充足し、提案水準を満たした維持管理業務計画書を別紙 1 6 に定める様式に従って作成して甲に提出し、その確認を受けなければならない。乙は、維持管理業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告し確認を受けなければならない。	1 乙は、毎事業年度開始前（維持管理期間の初事業年度については、最初に引き渡される都市基盤施設の施設の引渡前）に、当該事業年度の維持管理業務を構成する各業務ごとに、関連法令等を充足し、提案水準を満たした維持管理業務計画書を 別紙 1 5 に定める様式に従って作成して甲に提出し、その確認を受けなければならない。乙は、維持管理業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告し確認を受けなければならない。
第 59 条 第 2 項	2 前項に基づき、維持管理業務の提案内容、提案水準が変更されたことにより前項の規定により、乙が維持管理業務の変更を行う場合、当該変更により、乙の維持管理業務に係る費用が増減したときは、第 1 0 章の規定に基づいて各年度ごとに支払われる対価の支払額を増減する。また、当該変更により、乙に、維持管理業務に係る費用の増加とは別の追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 1 2 に規定する負担割合に従い負担する。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。	2 前項に基づき、維持管理業務の提案内容、提案水準が変更されたことにより前項の規定により、乙が維持管理業務の変更を行う場合、当該変更により、乙の維持管理業務に係る費用が増減したときは、第 1 0 章の規定に基づいて各年度ごとに支払われる対価の支払額を増減する。また、当該変更により、乙に、維持管理業務に係る費用の増加とは別の追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、 別紙 1 1 に規定する負担割合に従い負担する。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。
第 63 条	乙は、維持管理業務の実施に関連して又は都市基盤施設の瑕疵等に起因して維持管理期間中に第三者に損害（ただし、第 1 0 7 条に規定のある乙が加入した保険により填補されるものを除く。）を与えた場合、乙が負担すべきその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。	乙は、維持管理業務の実施に関連して又は都市基盤施設の瑕疵等に起因して維持管理期間中に第三者に損害（ただし、 第 1 0 3 条 に規定のある乙が加入した保険により填補されるものを除く。）を与えた場合、乙が負担すべきその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

第 64 条 第 1 項	1 乙は、維持管理業務期間中、別紙 1 7 に定める事項を記載した日報、月報、四半期総括書及び年度総括書を作成するものとし、月報、四半期総括書及び年度総括書については、当該期間の業務の完了した翌月の 7 日（7 日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあっては、その直後の甲の開庁日）までに、甲に提出し確認を受けなければならない。	1 乙は、維持管理業務期間中、別紙 1 6 に定める事項を記載した日報、月報、四半期総括書及び年度総括書を作成するものとし、月報、四半期総括書及び年度総括書については、当該期間の業務の完了した翌月の 7 日（7 日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあっては、その直後の甲の開庁日）までに、甲に提出し確認を受けなければならない。
第 65 条	道路維持管理業務の内容は、以下のとおりとし、詳細は別紙 1 8 に規定するとおりとする。	道路維持管理業務の内容は、以下のとおりとし、詳細は別紙 1 7 に規定するとおりとする。
第 66 条	道路維持管理業務の業務期間は、各道路毎に別紙 1 0 に定める供用開始日から本事業終了までとする。	道路維持管理業務の業務期間は、各道路毎に別紙 9 に定める供用開始日から本事業終了までとする。
第 67 条	公園等維持管理業務の内容は、以下のとおりとし、詳細は別紙 1 9 に規定するとおりとする。	公園等維持管理業務の内容は、以下のとおりとし、詳細は別紙 1 8 に規定するとおりとする。
第 68 条	公園等維持管理業務の業務期間は、別紙 1 0 に定める供用開始日から本事業終了までとする。	公園等維持管理業務の業務期間は、別紙 9 に定める供用開始日から本事業終了までとする。
第 69 条	乙は、法令を遵守の上、本協定、各年度業務委託契約書及び公募関係書類等に基づき、まちづくりコーディネート企業をして、甲と協議の上、以下に定めるまちづくりコーディネート業務を行わせる。各業務の内容については、別紙 2 0 に定めるところによる。	乙は、法令を遵守の上、本協定、各年度業務委託契約書及び公募関係書類等に基づき、まちづくりコーディネート企業をして、甲と協議の上、以下に定めるまちづくりコーディネート業務を行わせる。各業務の内容については、別紙 1 9 に定めるところによる。
第 70 条 第 1 項	1 乙は、まちづくりコーディネート業務の実施に先立ち、前条に定める各業務につき、別紙 2 1 に定める事項を記載した全体業務計画書を作成し、甲に提出し、甲の承認を得る。	1 乙は、まちづくりコーディネート業務の実施に先立ち、前条に定める各業務につき、別紙 2 0 に定める事項を記載した全体業務計画書を作成し、甲に提出し、甲の承認を得る。
第 70 条 第 2 項	2 乙は、事業年度ごとに、前条の各業務につき、別紙 2 2 に定める事項を記載した年間業務計画書を作成し、各年度の業務開始 1 4 日前までに、甲に提出し、甲の承認を得る。	2 乙は、事業年度ごとに、前条の各業務につき、別紙 2 1 に定める事項を記載した年間業務計画書を作成し、各年度の業務開始 1 4 日前までに、甲に提出し、甲の承認を得る。

<p>第 70 条 第 4 項</p>	<p>4 まちづくりコーディネート業務のうち、国庫補助事業の対象となる事業について、甲は、乙と協議の上、毎年、事業年度が始まる【30】日前までに、当該事業年度において実施する当該年度の業務の内容、程度を決定し、甲及び乙は、当該決定に基づき、各年度業務委託契約を締結する。なお、各年度業務委託契約書の様式は、別紙 1 3 に定めるところによる。</p>	<p>4 まちづくりコーディネート業務のうち、国庫補助事業の対象となる事業について、甲は、乙と協議の上、毎年、事業年度が始まる 30 日前までに、当該事業年度において実施する当該年度の業務の内容、程度を決定し、甲及び乙は、当該決定に基づき、各年度業務委託契約を締結する。なお、各年度業務委託契約書の様式は、別紙 1 2 に定めるところによる。</p>
<p>第 71 条 第 1 項</p>	<p>1 乙は、まちづくりコーディネート業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者及び第 7 3 条のまちづくりコーディネート業務の各業務毎に総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、各業務が開始するまでに書面により甲へ届け出るものとし、総括責任者及び業務責任者が変更された場合、その都度書面により報告しなければならない。</p>	<p>1 乙は、まちづくりコーディネート業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者及び第 6 9 条のまちづくりコーディネート業務の各業務毎に総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、各業務が開始するまでに書面により甲へ届け出るものとし、総括責任者及び業務責任者が変更された場合、その都度書面により報告しなければならない。</p>
<p>第 72 条</p>	<p>1 乙は、各業務毎に、適宜報告書を作成し甲に提出するものとし、その作成方法及び保管方法等については甲乙協議の上定めるものとする。</p>	<p>乙は、各業務毎に、毎年度末及び甲が指示する時に報告書を作成し甲に提出するものとし、その作成方法及び保管方法等については甲乙協議の上定めるものとする。</p>
<p>第 74 条 第 1 項</p>	<p>1 乙は、本協定の効力発生後速やかに、用地活用企業をして、別紙 3 記載の市関連用地等をその所有者から取得させる。</p>	<p>1 用地活用企業は、本協定の効力発生後速やかに、別紙 3 記載の市関連用地等をその所有者から取得する。</p>
<p>第 74 条 第 3 項</p>	<p>3 土地所有者と用地活用企業との間の市関連用地等売買契約書の様式は、別紙 2 3 に定めるところによる。</p>	<p>3 土地所有者と用地活用企業との間の市関連用地等売買契約書の様式は、別紙 2 2 に定めるところによる。</p>
<p>第 74 条 第 4 項</p>	<p>4 用地活用企業は、第 1 項の市関連用地等に関する売買契約の締結と同時に、市関連用地等の売買予約契約を締結するものとする。かかる売買予約契約書の様式は、別紙 2 4 に定めるところによる。</p>	<p>4 用地活用企業は、第 1 項の市関連用地等に関する売買契約の締結と同時に、甲との間で市関連用地等の売買予約契約を締結するものとする。かかる売買予約契約書の様式は、別紙 2 3 に定めるところによる。</p>

<p>第 74 条 第 5 項</p>	<p>5 土地所有者は、第 2 項に定める売買代金の支払を受けた場合、別紙 10 記載の市関連用地等の所有権移転・引渡し日までに、市関連用地等を用地活用企業に現状有姿にて引渡すものとする。</p>	<p>5 市関連用地等は、用地活用企業によって第 2 項に定める売買代金が支払われた後、別紙 9 記載の市関連用地等の所有権移転・引渡し日までに土地所有者から引き渡されるものとし、引き渡しの際の状態は、市関連用地等の所有権移転・引渡し日における現状有姿（甲の土地区画整理事業に伴い乙が実施する整地工事により整地された状態）とする。</p>
<p>第 74 条 第 6 項</p>		<p>6 乙は、用地活用企業が第 9 章の各規定に従って付帯業務を実施するよう、用地活用企業を監督し、指導する責任を負うものとする。</p>
<p>第 75 条 第 2 項</p>	<p>2 前項の契約保証金は、代金の一部に充当するものとし、用地活用企業は、土地所有者それぞれに対し、売買代金から前項で支払った契約保証金を控除した額を、別紙 10 記載の市関連用地等の所有権移転・引渡し日までに、一括して土地所有者の指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。</p>	<p>2 前項の契約保証金は、代金の一部に充当するものとし、用地活用企業は、土地所有者それぞれに対し、売買代金から前項で支払った契約保証金を控除した額を、別紙 9 記載の市関連用地等の所有権移転・引渡し日までに、一括して土地所有者の指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。</p>
<p>第 77 条</p>	<p>土地所有者は、前条の規定により市関連用地等の所有権が移転した後、当日付けで用地活用企業の費用で、その所有権移転の登記及び第 88 条に規定する、土地所有者への売買予約を原因とする所有権移転請求権仮登記を囑託するものとし、用地活用企業はこれに必要となる書類等をあらかじめ土地所有者に提出するものとする。</p>	<p>用地活用企業は、前条の規定により市関連用地等の所有権が移転した後、当日付けで用地活用企業の費用で、その所有権移転登記手続をするとともに、甲のために、第 84 条に規定する、甲への売買予約を原因とする所有権移転請求権仮登記手続を行う。</p>
<p>第 78 条</p>	<p>1 用地活用企業は、市関連用地等の売買契約締結後において、市関連用地等に瑕疵のあることを発見した場合、土地所有者に対して損害の賠償または追加費用の負担を請求することができることとし、土地所有者は合理的な範囲で当該損害を賠償し又は当該追加費用を負担するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、埋蔵文化財が発見された場合においては、土地所有者は損害又は追加費用を負担しない。</p>	<p>用地活用企業は、市関連用地等の売買契約に従い、市関連用地等の引渡後においては、市関連用地等に瑕疵のあることを発見した場合においても、土地所有者に対して、一切の損害の賠償または追加費用の負担を請求することができないものとする。</p>

第 79 条	乙は、本協定、市関連用地等売買契約書及び公募関係書類等に基づき、用地活用企業をして、甲と協議の上、乙の責任において、住宅施設の誘致を行わせる。	用地活用企業 は、本協定、市関連用地等売買契約書及び公募関係書類等に基づき、 甲と協議の上、用地活用企業の責任において 、住宅施設の誘致を行う。
第 80 条 第 1 項	1 乙は、用地活用企業をして、「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」に則った市関連用地等の利用を提案させ、実践させなければならない。	1 用地活用企業 は、「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」に則った市関連用地等の利用を 提案し、実践しなければならない 。
第 81 条 第 1 項	1 乙は、用地活用企業らをして、市関連用地等を、本協定、市関連用地等売買契約書及び公募関係書類等に従って、別紙 10 に定める住宅施設の整備完了日までに、住宅施設として整備させなければならない。ただし、近隣住民との協議、行政協議による指導により甲の承認を得て修正する場合はこの限りでない。	1 用地活用企業は、自ら 市関連用地等を、本協定、市関連用地等売買契約書及び公募関係書類等に従って、 別紙 9 に定める住宅施設の整備完了日までに、住宅施設として 整備し、又は誘致した企業をして 整備させなければならない。ただし、近隣住民との協議、行政協議による指導により甲の承認を得て修正する場合はこの限りでない。
第 81 条 第 2 項	2 乙は、用地活用企業らをして、市関連用地等に関する近隣住民等との協議、調整や電波障害、騒音、風害、日照障害等に関し、用地活用企業らの責任において必要な措置を講じさせなければならない。	2 用地活用企業は、 市関連用地等に関する近隣住民等との協議、調整や電波障害、騒音、風害、日照障害等に関し、 自らの責任において 必要な措置を講じ、 又は誘致した企業をして 講じさせなければならない。
第 81 条 第 4 項	4 用地活用企業は、第 88 条第 4 項の甲への売買予約を原因とする所有権移転請求権仮登記の解除前に、市関連用地等に抵当権その他の担保権を設定しようとするときは、甲の書面による承諾を得なければならない。	4 用地活用企業は、 第 84 条 第 4 項の甲への売買予約を原因とする所有権移転請求権仮登記の解除前に、市関連用地等に抵当権その他の担保権を設定しようとするときは、甲の書面による承諾を得なければならない。
第 81 条 第 5 項	5 乙及び用地活用企業は、本条各項に違反した場合、甲に対し、連帯して第 78 条第 2 項に定める市関連用地等の対価の 20%相当額を違約金として支払わなければならない。かかる違約金は、第 97 条第 3 項ないし第 7 項に定める違約金とは別に支払うことを要するものとする。	5 用地活用企業は、本条各項に違反した場合、甲に対し、 第 74 条 第 2 項に定める市関連用地等の対価の 20%相当額を違約金として支払わなければならない。かかる違約金は、 第 93 条 第 3 項ないし第 7 項に定める違約金とは別に支払うことを要するものとする。

第 82 条	乙は、住宅施設の完成前に、市関連用地等の全部又は一部につき、やむを得ない理由により、前条第 1 項に定める整備条件の変更を必要とするときは、予め甲の書面による承諾を得なければならない。	用地活用企業 は、住宅施設の完成前に、市関連用地等の全部又は一部につき、やむを得ない理由により、前条第 1 項に定める整備条件の変更を必要とするときは、予め甲の書面による承諾を得なければならない。
第 83 条 第 1 項	1 甲は、用地活用企業らの第 8 3 条、第 8 4 条及び第 8 5 条に定める義務の履行状況を把握するため、市関連用地等についての所有権移転・引渡しがあった日から住宅施設の完成までの間、随時に実地調査を行うことができる。	1 甲は、 用地活用企業及びその誘致した企業 (以下、「 用地活用企業ら 」という。)の 第 7 9 条、第 8 0 条及び第 8 1 条 に定める義務の履行状況を把握するため、市関連用地等についての所有権移転・引渡しがあった日から住宅施設の完成までの間、随時に実地調査を行うことができる。
第 83 条 第 4 項	4 甲は、実地調査の結果、用地活用企業らが、本協定、市関連用地等売買契約書及び公募関係書類等に従って第 8 3 条、第 8 4 条及び第 8 5 条に定める義務を履行していないことが判明した場合には、相当と認める期間を定めてその是正を勧告するものとする。	4 甲は、実地調査の結果、用地活用企業らが、本協定、市関連用地等売買契約書及び公募関係書類等に従って 第 7 9 条、第 8 0 条及び第 8 1 条 に定める義務を履行していないことが判明した場合には、相当と認める期間を定めてその是正を勧告するものとする。
第 84 条 第 1 項	1 甲は、乙が前条第 4 項の是正勧告を受けたにもかかわらず、甲の定めた期間内に是正を行わないときは、第 7 8 条第 4 項の売買予約契約に基づき、用地活用企業をして、市関連用地等を同条第 2 項に定める市関連用地等の代金をもって甲に売り渡させることができるものとする。この場合、乙及び用地活用企業らは、市関連用地等を、土地所有者による用地活用企業への引渡し時の原状に回復して、甲に引き渡さなければならない。また、この場合、乙及び用地活用企業らは、甲に対し、自ら負担した本協定及び土地売買契約の費用や市関連用地等の整備に支出した費用等、一切の費用を請求することができないものとする。	1 甲は、 用地活用企業ら が前条第 4 項の是正勧告を受けたにもかかわらず、甲の定めた期間内に是正を行わないときは、 第 7 4 条 第 4 項の売買予約契約に基づき、用地活用企業をして、市関連用地等を同条第 2 項に定める市関連用地等の代金をもって甲に売り渡させることができるものとする。この場合、 用地活用企業は、自ら 市関連用地等を土地所有者による用地活用企業への引渡し時の原状に回復し、 又は誘致した企業をして回復させて 、甲に引き渡さなければならない。また、この場合、乙及び用地活用企業らは、甲に対し、自ら負担した本協定及び土地売買契約の費用や市関連用地等の整備に支出した費用等、一切の費用を請求することができないものとする。
第 84 条 第 2 項	2 前項の場合、甲は、用地活用企業に支払う市関連用地等の代金から、第 9 7 条第 3 項ないし第 7 項に定める違約金及び第 8 項に規定する損害賠償金を差引くことができる。	2 前項の場合、甲は、用地活用企業に支払う市関連用地等の代金から、 第 9 3 条 第 3 項ないし第 7 項に定める違約金及び第 8 項に規定する損害賠償金を差引くことができる。

第 84 条 第 3 項	3 甲と用地活用企業は、所有権移転登記と同時に、市関連用地等について、第 7 8 条第 4 項の売買予約契約を原因とする所有権移転請求権仮登記の設定手続を行う。なお、売買予約の予約完結権の行使期間は、土地所有者から用地活用企業への所有権移転登記をした日から【 5 】年間とする。	3 甲と用地活用企業は、所有権移転登記と同時に、市関連用地等について、第 7 4 条第 4 項の売買予約契約を原因とする所有権移転請求権仮登記の設定手続を行う。なお、売買予約の予約完結権の行使期間は、土地所有者から用地活用企業への所有権移転登記をした日から 5 年間とする。
第 85 条 第 2 項	2 前項の損害金は、第 8 5 条第 5 項に定める違約金及び同条第 6 項に定める損害金とは別に支払うことを要するものとする。	2 前項の損害金は、第 8 1 条第 5 項に定める違約金及び同条第 6 項に定める損害金とは別に支払うことを要するものとする。
第 87 条 第 2 項	2 用地活用企業は、本協定の定めるところにより甲の承諾を必要とする行為を行うときは、事前にその理由等を記載した書面により、甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。	2 用地活用企業は、本協定の定めるところにより甲の承諾を必要とする行為を行おうとするときは、事前にその理由等を記載した書面により、甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
第 88 条 第 1 項	1 甲は、乙に対し、第 9 3 条、第 9 4 条、及び第 9 5 条に定めるとおり、施設整備費、維持管理費、及びまちづくりコーディネート業務費に分割して計算した金額を業務対価として支払う。	1 甲は、乙に対し、第 8 9 条、第 9 0 条、及び第 9 1 条に定めるとおり、施設整備費、維持管理費、及びまちづくりコーディネート業務費に分割して計算した金額を業務対価として支払う。
第 89 条 第 1 項	1 甲は、乙に対し、第 3 章及び第 4 章の設計業務及び建設業務並びに第 6 章の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価として、金 円を支払う。	1 甲は、乙に対し、第 3 章及び第 4 章の設計業務及び建設業務の対価として、金 円を支払う。
第 89 条 第 2 項	2 前項の施設整備費の支払方法は、別紙 2 5 記載のとおりとする。ただし、第 3 章及び第 4 章の設計業務及び建設業務の対価に相当する部分については第 3 5 条第 2 項の中間確認に合格していること、第 6 章の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価に相当する部分については第 1 1 0 条に規定するモニタリングの結果、乙の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務が提案水準を満たしていることを甲が確認することをそれぞれ前提とする。	2 前項の施設整備費の支払方法は、別紙 2 4 記載のとおりとする。ただし、第 3 7 条第 2 項の完成確認に合格していること、及び第 1 0 6 条に規定するモニタリングの結果、第 6 章の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の提案水準を満たしていることを甲が確認することを前提とする。

第 89 条 第 3 項	3 施設整備費のうち、第 3 章及び第 4 章の設計業務及び建設業務の対価に相当する部分については別紙 2 6 に従って、第 6 章の土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価に相当する部分については別紙 2 7 に従って、それぞれ改定される。	3 施設整備費は、別紙 2 5 に従って、改定される。
第 90 条 第 2 項	2 前項の維持管理費は、第 1 1 0 条に規定するモニタリングの結果、乙の維持管理業務が提案水準を満たしていることを甲が確認した場合に支払う。維持管理費の支払い方法は、別紙 2 8 記載のとおりとする。	2 前項の維持管理費は、第 1 0 6 条に規定するモニタリングの結果、乙の維持管理業務が提案水準を満たしていることを甲が確認した場合に支払う。維持管理費の支払い方法は、別紙 2 6 記載のとおりとする。
第 90 条 第 3 項	3 甲は、第 1 1 0 条に規定するモニタリングの結果、乙の維持管理業務が提案水準を満たしていないことを確認した場合、前項に基づく維持管理費を別紙 2 9 に定める算定方法に従って変更する。	3 甲は、第 1 0 6 条に規定するモニタリングの結果、乙の維持管理業務が提案水準を満たしていないことを確認した場合、前項に基づく維持管理費を別紙 2 7 に定める算定方法に従って変更する。
第 91 条 第 2 項	2 前項のまちづくりコーディネート業務費は、第 1 1 0 条に規定するモニタリングの結果、乙のまちづくりコーディネート業務が提案水準を満たしていることを甲が確認した場合に支払う。まちづくりコーディネート業務費の支払い方法は、別紙 3 0 記載のとおりとする。	2 前項のまちづくりコーディネート業務費は、第 1 0 6 条に規定するモニタリングの結果、乙のまちづくりコーディネート業務が提案水準を満たしていることを甲が確認した場合に支払う。まちづくりコーディネート業務費の支払い方法は、別紙 2 8 記載のとおりとする。
第 91 条 第 3 項	3 甲は、第 1 1 0 条に規定するモニタリングの結果、乙のまちづくりコーディネート業務が提案水準を満たしていないことを確認した場合、前項に基づくまちづくりコーディネート業務費を別紙 3 1 に定める算定方法に従って変更する。	3 甲は、第 1 0 6 条に規定するモニタリングの結果、乙のまちづくりコーディネート業務が提案水準を満たしていないことを確認した場合、前項に基づくまちづくりコーディネート業務費を別紙 2 9 に定める算定方法に従って変更する。
第 93 条 第 1 項	1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本協定の一部又は全部を解除することができる。	1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本協定の一部又は全部を解除することができる。ただし、付帯業務に関する部分についてはこの限りではない。
第 93 条 第 2 項	2 甲は、乙が次に掲げる事由に該当するときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本協定の一部又は全部を解除することができる。	2 甲は、乙が次に掲げる事由に該当するときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本協定の一部又は全部を解除することができる。ただし、付帯業務に関する部分についてはこの限りではない。

<p>第93条 第2項 (2)</p>	<p>(2) 乙が、第110条の規定により別紙27、別紙29又は別紙31に定める手続きに従って是正の指示を受けたにもかかわらず、別紙27、別紙29又は別紙31に掲げる事由が認められるとき。</p>	<p>(2) 乙が、第106条の規定により別紙27又は別紙29に定める手続きに従って是正の指示を受けたにもかかわらず、別紙27又は別紙29に掲げる事由が認められるとき。</p>
<p>第93条 第2項 (3)</p>	<p>(3) 乙が、第58条、第68条又は第76条に規定する業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行ったとき。</p>	<p>(3) 乙が、第54条、第64条又は第71条に規定する業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行ったとき。</p>
<p>第93条 第3項 (1)</p>	<p>(1) 甲は、第93条の規定に基づく施設整備費のうち履行済みの整地工事の出来高相当額、履行済みの土壌汚染対策工事の出来高相当額、及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額を除いた部分に相当する額、並びに第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち未履行部分相当額の支払義務を、いずれも免れる。</p>	<p>(1) 甲は、第89条の規定に基づく施設整備費のうち履行済みの整地工事の出来高相当額、履行済みの土壌汚染対策工事の出来高相当額、及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額を除いた部分に相当する額、並びに第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち未履行部分相当額の支払義務を、いずれも免れる。</p>
<p>第93条 第3項 (2)</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第93条の規定に基づく施設整備費のうち履行済みの整地工事にかかる出来高相当額、履行済みの土壌汚染対策工事にかかる出来高相当額、及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額、並びに第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち履行済みの部分に相当する額を、協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第89条の規定に基づく施設整備費のうち履行済みの整地工事にかかる出来高相当額、履行済みの土壌汚染対策工事にかかる出来高相当額、及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額、並びに第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち履行済みの部分に相当する額を、協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>
<p>第93条 第4項 (1)</p>	<p>(1) 甲は、第93条の規定に基づく施設整備費のうち引き渡された都市基盤施設の各施設の対価相当額、履行済みの整地工事及び土壌汚染対策工事の出来高相当額、及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額を除いた部分に相当する額、第94条の規定に基づく維持管理費のうち未履行部分相当額、並びに第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち未履行部分相当額の支払義務を、いずれも免れる。</p>	<p>(1) 甲は、第89条の規定に基づく施設整備費のうち引き渡された都市基盤施設の各施設の対価相当額、履行済みの整地工事及び土壌汚染対策工事の出来高相当額、及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額を除いた部分に相当する額、第90条の規定に基づく維持管理費のうち未履行部分相当額、並びに第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち未履行部分相当額の支払義務を、いずれも免れる。</p>

<p>第93条 第4項 (2)</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第93条の規定に基づく施設整備費のうち引き渡された都市基盤施設の各施設の対価相当額、第93条の規定に基づく施設整備費のうち履行済みの整地工事及び土壤汚染対策工事にかかる出来高相当額、及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額、第94条の規定に基づく維持管理費のうち履行済みの部分に相当する額、並びに第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち履行済みの部分に相当する額を、いずれも協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第89条の規定に基づく施設整備費のうち引き渡された都市基盤施設の各施設の対価相当額、第89条の規定に基づく施設整備費のうち履行済みの整地工事及び土壤汚染対策工事にかかる出来高相当額、及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額、第90条の規定に基づく維持管理費のうち履行済みの部分に相当する額、並びに第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち履行済みの部分に相当する額を、いずれも協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>
<p>第93条 第4項 (4)</p>	<p>(4) 乙は、甲の請求に基づき、本協定解除の違約金として、第93条の規定に基づく施設整備費のうち、甲に引き渡された都市基盤施設の各施設の対価相当額、履行済みの整地工事及び土壤汚染対策工事の出来高相当額、並びに履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価に相当する額を除いた部分相当額から、割賦金利相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を支払う。甲は、第44条の協定保証金又は担保、及び(2)号に基づき乙に支払うべき対価を、当該違約金の全部又は一部に充当することができる。</p>	<p>(4) 乙は、甲の請求に基づき、本協定解除の違約金として、第89条の規定に基づく施設整備費のうち、甲に引き渡された都市基盤施設の各施設の対価相当額、履行済みの整地工事及び土壤汚染対策工事の出来高相当額、並びに履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価に相当する額を除いた部分相当額から、割賦金利相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を支払う。甲は、第44条の協定保証金又は担保、及び(2)号に基づき乙に支払うべき対価を、当該違約金の全部又は一部に充当することができる。</p>
<p>第93条 第5項 (1)</p>	<p>(1) 甲は、第94条の規定に基づく維持管理費のうち未履行部分相当額、及び第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち未履行部分相当額の支払義務を免れる。</p>	<p>(1) 甲は、第90条の規定に基づく維持管理費のうち未履行部分相当額、及び第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち未履行部分相当額の支払義務を免れる。</p>
<p>第93条 第5項 (2)</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第93条の規定に基づく施設整備費の全額、並びに第94条の規定に基づく維持管理費及び第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち各々履行済みの部分に相当する額を、協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第89条の規定に基づく施設整備費の全額、並びに第90条の規定に基づく維持管理費及び第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち各々履行済みの部分に相当する額を、協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>

<p>第 93 条 第 6 項 (1)</p>	<p>(1) 甲は、第 9 3 条の規定に基づく施設整備費、第 9 4 条の規定に基づく維持管理費、及び第 9 5 条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち、解除された割合に相当する未履行の業務対価の支払義務を免れる。</p>	<p>(1) 甲は、第 8 9 条の規定に基づく施設整備費、第 9 0 条の規定に基づく維持管理費、及び第 9 1 条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち、解除された割合に相当する未履行の業務対価の支払義務を免れる。</p>
<p>第 93 条 第 7 項 (1)</p>	<p>(1) 甲は、第 9 4 条の規定に基づく維持管理費及び第 9 5 条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち、解除された割合に相当する未履行の業務対価の支払義務を免れる。</p>	<p>(1) 甲は、第 9 0 条の規定に基づく維持管理費及び第 9 1 条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち、解除された割合に相当する未履行の業務対価の支払義務を免れる。</p>
<p>第 94 条 第 1 項</p>	<p>1 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は甲に改めて書面により本協定を終了する旨の通知を行い、本協定を将来に向けて終了させることができる。</p>	<p>1 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は甲に改めて書面により本協定を終了する旨の通知を行い、本協定を将来に向けて終了させることができる。ただし、付帯業務に関する部分についてはこの限りではない。</p>
<p>第 94 条 第 2 項</p>	<p>2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本協定上の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお甲が当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本協定を終了する旨の通知を行い、本協定を将来に向けて終了させることができる。</p>	<p>2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本協定上の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお甲が当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本協定を終了する旨の通知を行い、本協定を将来に向けて終了させることができる。ただし、付帯業務に関する部分についてはこの限りではない。</p>
<p>第 94 条 第 5 項 (1)</p>	<p>(1) 甲は、第 9 3 条の規定に基づく施設整備費のうち、履行済みの出来高及び土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額を除いた部分に相当する額、第 9 4 条の規定に基づく維持管理費のうち未履行部分相当額、並びに第 9 5 条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち未履行部分相当額の支払義務を、いずれも免れる。</p>	<p>(1) 甲は、第 8 9 条の規定に基づく施設整備費のうち、履行済みの出来高及び土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価相当額を除いた部分に相当する額、第 9 0 条の規定に基づく維持管理費のうち未履行部分相当額、並びに第 9 1 条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち未履行部分相当額の支払義務を、いずれも免れる。</p>

<p>第94条 第5項 (2)</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第93条の規定に基づく施設整備費のうち、解除時における出来高及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価に相当する金額を協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとともに、第94条の規定に基づく維持管理費及び第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち各々履行済みの部分相当額を、いずれも協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第89条の規定に基づく施設整備費のうち、解除時における出来高及び履行済みの土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務の対価に相当する金額を協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとともに、第90条の規定に基づく維持管理費及び第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち各々履行済みの部分相当額を、いずれも協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>
<p>第94条 第6項 (1)</p>	<p>(1) 甲は、第94条の規定に基づく維持管理費及び第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち、未履行部分相当額の支払義務を、いずれも免れる。</p>	<p>(1) 甲は、第90条の規定に基づく維持管理費及び第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち、未履行部分相当額の支払義務を、いずれも免れる。</p>
<p>第94条 第6項 (2)</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第93条の規定に基づく施設整備費の全額、並びに第94条の規定に基づく維持管理費及び第95条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち各々履行済みの部分相当額を、いずれも協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>	<p>(2) 甲は、乙に対し、第89条の規定に基づく施設整備費の全額、並びに第90条の規定に基づく維持管理費及び第91条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち各々履行済みの部分相当額を、いずれも協定解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p>
<p>第95条 第1項</p>	<p>1 甲は、理由の如何を問わず、180日以上前に乙に対して通知したうえで、本協定を将来に向かって解除により終了させることができる。</p>	<p>1 甲は、理由の如何を問わず、180日以上前に乙及び用地活用企業に対して通知したうえで、本協定を将来に向かって解除により終了させることができる。ただし、付帯業務に関する部分についてはこの限りではない。</p>
<p>第96条 第3項</p>	<p>3 前項により本協定が将来に向かって解除された場合の措置については、第98条第5項及び第6項を準用する。但し、乙が不可抗力に起因して保険金を受領し、又は受領した場合には、甲は当該保険金額を控除した金額を乙に支払えば足りるものとする。</p>	<p>3 前項により本協定が将来に向かって解除された場合の措置については、第94条第5項及び第6項を準用する。但し、乙が不可抗力に起因して保険金を受領し、又は受領した場合には、甲は当該保険金額を控除した金額を乙に支払えば足りるものとする。</p>

<p>第 96 条 第 4 項</p>	<p>4 第 2 項の規定により本協定が一部解除された場合には、甲は、第 9 3 条の規定に基づく施設整備費、第 9 4 条の規定に基づく維持管理費、又は第 9 5 条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち、解除された割合に相当する未履行部分相当額の支払義務を免れる。</p>	<p>4 第 2 項の規定により本協定が一部解除された場合には、甲は、第 8 9 条の規定に基づく施設整備費、第 9 0 条の規定に基づく維持管理費、又は第 9 1 条の規定に基づくまちづくりコーディネート業務費のうち、解除された割合に相当する未履行部分相当額の支払義務を免れる。</p>
<p>第 98 条 第 1 項</p>	<p>1 協定期間満了により本協定が終了した場合、乙は、協定終了時における都市基盤施設を本協定終了後も継続して供用可能な水準を保った状態で甲に引き継がさなければならない。乙が都市基盤施設の全部又は一部について維持管理業務に着手した後、協定期間満了前に本協定が終了した場合における、維持管理対象施設についても同様とする。</p>	<p>1 協定期間満了により本協定が終了した場合、乙は、協定終了時における都市基盤施設を本協定終了後も少なくとも 1 年間は継続して供用可能な水準を保った状態で甲に引き継がさなければならない。乙が都市基盤施設の全部又は一部について維持管理業務に着手した後、協定期間満了前に本協定が終了した場合における、維持管理対象施設についても同様とする。</p>
<p>第 102 条 第 2 項</p>	<p>2 甲及び乙は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙 1 2 に規定する負担割合に従い負担する。この場合、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。ただし、本協定に別に定めがある場合にはその定めによる。</p>	<p>2 甲及び乙は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙 1 1 に規定する負担割合に従い負担する。この場合、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。ただし、本協定に別に定めがある場合にはその定めによる。</p>
<p>第 103 条 第 1 項</p>	<p>1 乙は、設計・建設期間中、別紙 1 1 記載 1 の保険契約を締結し又は建設企業に締結させなければならない。</p>	<p>1 乙は、設計・建設期間中、別紙 1 0 記載 1 の保険契約を締結し又は建設企業に締結させなければならない。</p>
<p>第 103 条 第 2 項</p>	<p>2 乙は、維持管理期間中、別紙 1 1 記載 2 の保険契約を締結し又は維持管理企業に締結させなければならない。</p>	<p>2 乙は、維持管理期間中、別紙 1 0 記載 2 の保険契約を締結し又は維持管理企業に締結させなければならない。</p>
<p>第 105 条 第 1 項</p>	<p>1 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、本協定上の地位及び本協定にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。</p>	<p>1 乙及び用地活用企業は、事前に甲の承諾を得なければ、本協定上の地位及び本協定にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。</p>

<p>第 106 条 第 1 項</p>	<p>1 甲は、協定期間中、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務、維持管理業務及びまちづくりコーディネート業務について、乙の提供する業務が、本協定、各年度業務委託契約書及び公募関係書類等、並びに第 49 条第 1 項に定める土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務計画書、第 60 条第 1 項に定める維持管理業務計画書並びに第 74 条第 1 項及び第 2 項に定めるまちづくりコーディネート業務に関する計画書等に定める内容及び水準(以下「本件水準等」という。)を達成していることを確認するため、別紙 32 に基づきモニタリングを実施する(以下、本条に基づくモニタリングを総称して「本件モニタリング」という。)</p>	<p>1 甲は、協定期間中、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務、維持管理業務及びまちづくりコーディネート業務について、乙の提供する業務が、本協定、各年度業務委託契約書及び公募関係書類等、並びに第 48 条第 1 項に定める土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務計画書、第 56 条第 1 項に定める維持管理業務計画書並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項に定めるまちづくりコーディネート業務に関する計画書等に定める内容及び水準(以下「本件水準等」という。)を達成していることを確認するため、別紙 30 に基づきモニタリングを実施する(以下、本条に基づくモニタリングを総称して「本件モニタリング」という。)</p>
<p>第 106 条 第 4 項</p>	<p>4 前 3 項に定めるモニタリングの結果、乙の提供する業務について本件水準等が満たされていないことが判明した場合には、土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務については別紙 27、維持管理業務については別紙 29、まちづくりコーディネート業務については別紙 31 に記載する手続きに従い、それぞれ第 10 章に基づく対価を減額する。</p>	<p>4 前 3 項に定めるモニタリングの結果、乙の提供する業務について本件水準等が満たされていないことが判明した場合には、維持管理業務については別紙 27、まちづくりコーディネート業務については別紙 29 に記載する手続きに従い、それぞれ第 10 章に基づく対価を減額する。</p>
<p>第 108 条</p>	<p>甲又は乙が本協定に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、年 100 分の 5 の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。</p>	<p>甲、乙又は用地活用企業が本協定に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、年 100 分の 5 の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。</p>
<p>第 109 条 第 1 項</p>	<p>1 甲及び乙は、故意又は過失により、本協定上の秘密を第三者に漏洩し、本件秘密文書等を滅失、毀損若しくは改ざんし、又は本協定上の秘密及び本件秘密文書等を本協定の履行以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>1 甲、乙及び用地活用企業は、故意又は過失により、本協定上の秘密を第三者に漏洩し、本件秘密文書等を滅失、毀損若しくは改ざんし、又は本協定上の秘密及び本件秘密文書等を本協定の履行以外の目的に使用してはならない。</p>

<p>第 109 条 第 2 項</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、甲は、川西市情報公開条例(平成 年 月 日条例第 号)上、例外的に非公開とすることができるとされていると甲が明らかに判断できる情報以外の情報については、これを公開することができるものとする。ただし、乙において非公開とされるべき情報があると思慮するときは、乙は甲に対して、川西市情報公開条例の条文及び運用に即して、非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に再考を求めることができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、甲は、川西市情報公開条例(平成 年 月 日条例第 号)上、例外的に非公開とすることができるとされていると甲が明らかに判断できる情報以外の情報については、これを公開することができるものとする。ただし、乙において非公開とされるべき情報があると思慮するときは、乙及び用地活用企業は甲に対して、川西市情報公開条例の条文及び運用に即して、非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に再考を求めることができる。</p>
<p>第 109 条 第 3 項</p>	<p>3 甲及び乙は、本協定上の義務の履行又は本協定上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者(本協定に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む。)に、本協定上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書等を滅失若しくは毀損又は改ざんさせ又は本協定上の秘密若しくは本件秘密文書等を本協定の履行以外の目的に使用させてはならない。</p>	<p>3 甲、乙及び用地活用企業は、本協定上の義務の履行又は本協定上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者(本協定に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む。)に、本協定上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書等を滅失若しくは毀損又は改ざんさせ又は本協定上の秘密若しくは本件秘密文書等を本協定の履行以外の目的に使用させてはならない。</p>
<p>第 109 条 第 4 項</p>	<p>4 乙は、本協定に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。</p>	<p>4 乙及び用地活用企業は、本協定に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙及び用地活用企業が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。</p>
<p>第 109 条 第 5 項</p>	<p>5 乙は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令(川西市の条例等を含む。)の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取り扱う。</p>	<p>5 乙及び用地活用企業は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令(川西市の条例等を含む。)の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取り扱う。</p>
<p>第 109 条 第 6 項</p>	<p>6 甲は、乙が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の種類及びその保護状況について、随時に調査することができる。</p>	<p>6 甲は、乙及び用地活用企業が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の種類及びその保護状況について、随時に調査することができる。</p>

第 109 条 第 7 項	7 甲は、乙の個人情報の取り扱いが不適切であると認めるときは、勧告を行うことができるものとし、乙は甲の勧告に直ちに従う。	7 甲は、 乙又は用地活用企業 の個人情報の取り扱いが不適切であると認めるときは、勧告を行うことができるものとし、乙は甲の勧告に直ちに従う。
第 110 条	甲が、本事業の公募手続及び本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、甲に帰属する。	甲が、本事業の公募手続及び本協定に基づき、 乙及び用地活用企業 に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、甲に帰属する。
第 115 条 第 1 項	1 甲及び乙は、必要と認めるときは、本事業の実施に関する協議を行うことを目的として、川西市中央北地区 P F I 事業協議会を設置することができる。	1 甲、乙及び用地活用企業 は、必要と認めるときは、本事業の実施に関する協議を行うことを目的として、川西市中央北地区 P F I 事業協議会を設置することができる。
第 115 条 第 2 項	2 甲及び乙は、前項の協議会の設置を求められた場合、合理的な理由がなくこれを拒んではならない。	2 甲、乙及び用地活用企業 は、前項の協議会の設置を求められた場合、合理的な理由がなくこれを拒んではならない。
第 116 条	乙は、乙の出資者から、別紙 3 3 に記載する内容の確認書を取得し、その原本を本協定締結時までに甲に対して提出しなければならない。	乙は、乙の出資者から、 別紙 3 1 に記載する内容の確認書を取得し、その原本を本協定締結時までに甲に対して提出しなければならない。
第 117 条	甲及び乙は、本協定の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。	甲、乙及び用地活用企業 は、本協定の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。
別紙 8	設計図書（市関連用地整地）	削除 以降、別紙番号繰り上げ
別紙 11	<表> 対象：不可抗力により、調整業務についての提案内容、提案水準の変更が必要となった場合（第 54 条） 甲乙の負担割合：土地区画整理事業全体の円滑な促進に係る調整業務費の 1%までは乙が負担し、1%を超えた部分については甲が負担する。	削除

別紙 11	<p><表></p> <p>不可抗力により、維持管理業務についての提案内容、提案水準の変更が必要となった場合（第 64 条）</p>	<p>不可抗力により、維持管理業務についての提案内容、提案水準の変更が必要となった場合（第 59 条）</p>
別紙 12		<p>新規記載</p>
別紙 22 第 4 条	<p>売買決済期日は、川西市から【P F I 事業者】に川西市中央北地区 P F I 事業協定第 37 条第 2 項に定める市関連用地等の完成確認通知書が交付された後、川西市が指定する日とする。</p>	<p>売買決済期日は、川西市から【P F I 事業者】に川西市中央北地区 P F I 事業協定第 37 条第 2 項に定める市関連用地等についての最終完成確認通知書が交付された後、川西市が指定する日とする。</p>
別紙 22 第 8 条		<p>新規記載</p> <p>以下、本別紙内条番号繰り下げ</p>
別紙 22 第 9 条	<p>1 甲は、第 4 条の売買決済期日限り、本件土地の境界を乙に明示した上で、原状有姿にて本件土地を引き渡す。</p> <p>2 甲及び乙は、本契約締結後、第 4 条の売買決済期日までに、川西市中央北地区 P F I 事業協定に基づき【P F I 事業者】が本件土地に対し整地工事及び土壌汚染対策工事を実施することを異議なく承諾する。</p>	<p>1 甲は、第 4 条の売買決済期日限り、本件土地の境界を乙に明示した上で、同日時点における原状有姿にて本件土地を引き渡す。</p> <p>2 乙は、本件土地の引渡しを受けるに際して、乙の責任において前条の瑕疵が除去されていることを確認の上、引渡しを受けるものとする。</p> <p>3 甲及び乙は、本契約締結後、第 4 条の売買決済期日までに、川西市中央北地区 P F I 事業協定に基づき【P F I 事業者】が本件土地に対し整地工事及び土壌汚染対策工事を実施することを異議なく承諾する。</p>
別紙 22 第 10 条	<p>1 本件土地につき、抵当権、質権、地上権、地役権または賃借権の設定、その他所有権の完全な行使を妨げる瑕疵があるときは、甲は、前条の引渡しまでにこれを抹消し、瑕疵のない完全な所有権を乙に移転しなければならない。</p> <p>2 甲は、本件土地の整地工事及び土壌汚染対策工事の瑕疵について、一切責任を負担せず、すべて乙の費用と責任において対応するものとする。</p>	<p>（担保責任の不担保）</p> <p>1 甲は、本件土地に隠れた瑕疵があっても、一切その責を負わないものとする。</p> <p>2 甲は、本件土地の整地工事及び土壌汚染対策工事の瑕疵について、一切責任を負担せず、これらについてはすべて乙がその費用と責任において対応するものとする。</p>

別紙 25		(3) 物価変動に伴う改定 新規追加
別紙 27		(3) 物価変動に伴う改定 新規追加
別紙 29		(3) 物価変動に伴う改定 新規追加